

2017年10月5日 C グループ永井佑実

阿部彩『子供の貧困―日本の不幸を考える』岩波新書 2008年

第4章 追いつめられる母子世帯の子ども

用語解説

1 母子世帯の経済状況 104

○全国母子世帯等調査 106

全国の母子世帯、父子世帯、父母のいない児童のいる世帯の生活の実態を把握し、これらの母子世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的としている。

○戦略（または）ストラテジー 107

ある目的を達成するために、総合的に進められる計画や運用方法のこと。元来は軍事用語だが、産業、経済の分野でも用いられる。

○国民生活基礎調査 111

保険、医療、福祉、年金、所得など国民生活の基礎的な事項に関して厚生労働省が実施する調査のこと。3年ごとに大規模な調査を行い、中間の各年は小規模な調査を実施している。

2 母子家庭における子どもの育ち 120

○ワーク・ライフ・バランス p121

働くすべての人々が、仕事と、育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」の調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

3 母子世帯に対する公的支援 ―政策は何を行ってきたのか 129

○遺族年金 129

国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった人が亡くなった際にその人によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金のこと。受け取るには年金の納付状況・遺族年金を受け取る人の年齢・優先順位などの条件が設けられる。

4 「母子世帯対策」ではなく「子ども対策」を 140

○ジェンダー・バイアス 143

男女の役割について固定的な観念を持つこと、社会の女性に対する評価や扱いが差別的であることや社会的・経済的実態に関する女性に対する神話のこと。